

令和3年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(健康医療関連)**

令和2年8月

大 阪 府

令和3年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (健康医療関連)

日頃から、大阪府健康医療行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスが人々の尊い命と健康を脅かす中、府民の命を守ることを最優先に、「大阪モデル」による感染拡大防止の推進をはじめ、検査・医療提供体制の確保・充実やクラスター対策の強化など、最大限の感染症対策に取り組んでおります。

また、団塊の世代が75歳以上になる令和7年(2025年)に向けて高齢化が進み、府民の医療ニーズが急増すると予想される中、府民が安心して必要な医療を受けることができる体制を構築することが喫緊の課題となっております。

こうした中、本府では、将来あるべき医療提供体制の構築に向けた取組みを進めるとともに、大阪・関西万博も見据え、多様な主体の連携・協働による“オール大阪体制”による健康づくりの推進や市町村の保健事業への支援、全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進めるとともに、依存症や自殺対策など、こころの健康問題にも取り組んでいるところです。

また、医薬品や食品の安全性の確保など公衆衛生の向上や持続可能な水道事業の構築など、厳しい財政状況の中でも懸命に各種施策を推進しています。

国におかれましては、国民全体の安全安心を守る、持続可能なセーフティネットを実現するため、地方の声にも十分に耳を傾けていただくとともに、国と地方の適切な役割分担のもと、権限・財源・責任の明確化を図り、ナショナルミニマムとして位置づけられる施策については、国の責任により財源を確保していただくべきと考えます。

今回は、このような観点から、健康医療分野における様々な課題の中でも、特に、早期に実現していただきたいものについて、以下のとおり要望いたします。要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事

吉村 洋文

目 次

1. 新型コロナウイルス感染症関連	1
2. 保健医療体制等の確保	3
(1) 医療提供体制の整備	
(2) 救急医療体制等の充実・強化	
(3) 災害医療体制等の充実・強化	
3. がん対策・循環器病予防など非感染性疾患（NCD）対策の推進	6
(1) がん対策の推進	
(2) 循環器病対策の推進	
4. 地域保健・感染症対策の充実・強化	8
(1) 地域保健施策の推進	
(2) 感染症対策の充実・強化	
5. 「こころの健康問題」への対策	11
(1) 精神保健施策の推進	
(2) 自殺対策の充実	
(3) 依存症対策及び薬物乱用防止対策の充実	
6. 保健ガバナンスの強化	12
(1) 都道府県の保健ガバナンスの強化に向けた支援の充実	
(2) 国民健康保険制度改革等	
(3) 柔道整復及びあん摩マッサージ・はり・きゅう施術療養費の適正化	
7. 安全で安心な日常生活を支える公衆衛生の向上	13
(1) 薬局機能情報提供制度にかかる全国統一のシステム構築	
(2) 食品の安全性確保策の充実	
(3) 水道の広域化及び水道・浄化槽整備の推進	
(4) 火葬場更新にかかる補助制度の創設等	

1. 新型コロナウイルス感染症関連

① 出入国規制の緩和に伴う、海外からのコロナの流入を防ぐ水際対策の強化、及び関西国際空港における検疫強化に向けた体制の早期整備

(令和2年7月 最重点提案・要望において一部要望済み)

- ・ 関西国際空港への検査センターの早期設置及び国際航空需要の回復に向けた検査体制の段階的拡充など入国時における検疫所での検査体制の強化を図ること
- ・ 出国時における陰性証明の相互承認の仕組みづくりを進めること
- ・ 検疫所独自の陽性患者に対する入院病床の近畿全体での確保及び宿泊療養先ホテルの確保を進めること
- ・ 出入国規制の緩和に伴い増加する保健所の健康観察業務に対する財政措置及び多言語対応に対する支援を行うこと

② 感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立させる戦略の早期策定

(令和2年7月 最重点提案・要望において要望済み)

- ・ 感染拡大のピークアウトに効果のあった取組みの更なる検証を行うこと
- ・ 感染拡大の兆候を計る指標の整理、様々な知見に基づく感染拡大の予測や分析を行うこと
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図る戦略を策定すること

③ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用等

(令和2年7月 最重点提案・要望等において要望済み)

- ・ 都道府県による執務要請に対し、法第31条の柔軟な適用を認めること
- ・ 法第24条の知事による要請に基づき感染患者等に対して医療等を行う医療関係者への損害補償等の適用を認めること

④ 包括支援交付金の継続・拡充及び目的に則った柔軟かつ機動的な執行を可能とする制度の改善

(令和2年7月 最重点提案・要望において要望済み)

- ・ 重症患者を受け入れるための臨時医療施設の運営費等への交付金の適用を認めること
- ・ コロナ患者の受入れのために休止した病床に対する空床確保料の交付対象を拡大すること
- ・ コロナ患者の受入病床確保に必要な改修工事費への交付金の適用を認めること

⑤ 保険診療による検査費用の負担軽減

- ・ 患者所在地に関係なく医療機関所在地の都道府県、政令市・中核市が支払う仕組みになっている保険診療適用の検査について、公平性のある制度へ改正するとともに、検査費用を全額国庫負担とするなど財源措置を行うこと

⑥ システム間のデータ連携

- ・ HER-SYS や G-MIS と、大阪府が先行して運用を開始した患者・医療機関情報管理システムとのデータ連携などを図ること

⑦ ワクチンや治療薬の開発支援

(令和2年7月 最重点提案・要望において要望済み)

- ・ 有効なワクチン・治療薬の早期実用化に向けた新薬研究開発への支援を行うこと

⑧妊婦への分娩前検査助成事業の実施における国庫補助制度の早期見直し等

- ・体制構築に伴う各自治体の事務調整費等に対する補助基準額の拡充を図ること
- ・医師から妊婦への助言指導に対する報酬等を検討すること
- ・陽性となった無症状の妊婦について、自宅療養等を可とする基準等の改正を行うこと

⑨医療関係職種等の養成施設等及び学生生徒への支援制度の創設

- ・経済的な影響を受けた学生生徒及び遠隔授業の環境整備を行う国家資格等の養成施設に対し、学校種別及び設置者によって差が生じることのないよう、支援補助制度を創設すること

⑩新型コロナウイルスに感染し、もしくは感染した疑いがあるご遺体を円滑に火葬するための統一的なルール化

- ・死亡診断書及び火葬許可証等に、新たに新型コロナウイルス感染などの感染症（疑いも含む）の有無や状況を記載できる専用の欄を設ける等、円滑な火葬を行えるよう統一的なルール化を図ること

2. 保健医療体制等の確保

(1) 医療提供体制の整備

①地域の実情等に応じた地域医療介護提供体制の整備

(地域医療介護総合確保基金にかかる配分の見直し及び運用の弾力化)

- ・各都道府県の人口や高齢者人口等に応じた公平な基金配分を実施すること
- ・基金残高の事業区分間での弾力的な運用の実施を認めること
- ・間接的に病床機能分化・連携に繋がる事業についても区分Ⅰの対象とする等、運用の弾力化を認めること

②地域医療構想の推進

(地域の実情に応じた病床機能分化・連携の取組みに関する支援の実施)

- ・病床数の必要量が拡大する地域において、その実情に応じた議論が進むよう、入退院等にかかる病床機能連携に関するデータの提供等の支援を実施すること
- ・病床機能分化の議論をより精緻に行えるよう、入院料毎に病床機能報告の報告基準を明確化すること

③医師等の確保

(医師確保計画の推進)

- ・地域枠について、現行どおりの医学部臨時定員増による措置の継続及び地域医療介護総合確保基金の活用を認めること

(働き方改革に対応する医療体制確保のための医師確保)

- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、医師労働時間短縮計画策定ガイドラインの提示が遅延していることを考慮の上、医師の労働時間短縮に資する取組みを行う医療機関への継続的な支援を実施すること

(医師臨床研修制度の見直し)

- ・充実した研修環境の確保の視点に立ち、医師偏在対策に伴う募集定員抑制の見直しを行うこと
- ・臨床研修病院の指定等の権限移譲に伴う継続的な財源措置及び技術的な支援等を適切に実施すること

(新専門医制度における専門研修プログラムの採用数に係るシーリングの見直し)

- ・新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえたシーリングの中断及び健康危機管理を考慮した見直しを行うこと
- ・連携プログラム枠確保について、地域貢献率 20%達成に向けた取組みについても考慮すること

(公衆衛生医師の確保に向けた取組み)

- ・公衆衛生行政分野に従事する医師確保策を構築すること
- ・専門医制度が公衆衛生医師確保の障壁とならないような改善策を検討すること

④看護職員の特定行為に係る研修制度の体制整備

(特定行為に係る研修制度を円滑に推進するために必要な受講体制の支援等)

- ・研修修了の看護師を配置する医療機関等に対する診療報酬加算措置の充実を図ること

- ・新型コロナウイルス感染症患者の対応も見据えた、専門性の高い看護師業務の補完のための代替看護師及び看護補助者等の配置及び確保に向けた支援を行うこと

⑤訪問看護の安定的な供給体制の確保

- ・がん患者や難病患者等、医療依存度の高い患者に複数回・長時間の訪問看護を行う場合の訪問看護ステーションの負担を考慮した適切な診療報酬加算等の措置を行うこと

⑥医療安全管理のための体制確保

- ・医療事故等の予防及び再発防止の観点から、事故発生時の報告の義務化等、都道府県による迅速な情報把握及び再発防止の指導を可能とする法改正等の検討を行うこと

⑦有床診療所等へのスプリンクラー等設置に対する支援制度の継続・拡充

- ・未設置の施設が未だ約4割あることを踏まえた補助制度の継続・拡充を図ること

⑧あはき業に関連する広告の見直し

- ・あはき法に基づく有資格者がいる施術所である旨の表示について、全国一律の措置等を実施すること

⑨障がい者への医療提供の充実

- ・ホームヘルパーの医療機関への派遣等を可能とする等、法改正等の必要な措置を実施すること

⑩統計調査及び申請・届出のオンライン化等

- ・各種申請・届出のオンライン化やマイナンバー利用の推進、免許事務の国への一元化など、業務の効率化・簡素化を図ること
- ・国民生活基礎調査のオンライン化の際には、オンライン回答を原則とした制度設計を行うこと
- ・保健統計調査の委託費に係る人件費及び調査員手当の増額、事務負担に見合う財政措置を行うこと

⑪死因究明制度の充実等

- ・死因究明等推進基本法を施行する上で実効性のある施策の充実を図ること
- ・全国的にバラつきのある「検案料」について、統一的な算出根拠に基づいた料金基準を提示すること

⑫外国人患者受入れ体制の推進

(外国人患者への適切な医療提供体制の整備に向けた財源確保及び必要な施策等の実施)

- ・多言語化等の環境整備事業について、診療所等への対象の拡大を図ること
- ・外国人患者受入れ環境整備等推進事業における対象経費の充実及び基準額・補助率の引き上げを図ること
- ・不払い歴のある外国人の入国審査の厳格化や旅行保険の効果的な加入勧奨等、医療機関における未収金の抑制が図られる施策を強化すること

(2) 救急医療体制等の充実・強化

①救急医療体制の継続的・安定的体制の確保及び啓発事業の強化

- ・救急医療機関の運営費や人件費への支援を行うこと
- ・救急医療の適正利用に向けた啓発事業の強化及び支援を行うこと
- ・AED の設置促進及び円滑な機器更新への対応並びに非医療従事者への啓発事業に対する支援を行うこと
- ・地方自治体における小児初期救急医療体制の整備並びに安定的な運営体制確保に向けた財源措置及び診療報酬の改善を行うこと
- ・医療提供体制推進事業費補助金の確実な予算確保及び適切な配分を行うこと
- ・眼科及び耳鼻咽喉科等の特定科目に係る救急医療体制の確保及び歯科の夜間・休日の救急医療体制の充実強化を図ること

②周産期医療体制整備に係る財政支援の拡充等

- ・産婦人科の救急搬送体制整備に係る財源措置を行うこと
- ・周産期医療対策事業に係る国庫補助制度における補助基準額等の引き上げを行うこと
- ・MFICU 等周産期専用病床に係る算定日数制限撤廃等、診療報酬制度の見直しを行うこと

(3) 災害医療体制等の充実・強化

①ライフラインの確保や耐震化の推進

- ・災害時における医療機関のライフライン確保や耐震化推進のための補助基準額及び補助率の引き上げを図ること

②周産期母子医療センターの充実

- ・周産期母子医療センターが災害拠点病院と同等の災害要件を満たすための財源措置及び災害時小児周産期リエゾンの養成等に係る財源措置を行うこと

③耐震化の推進

- ・医療施設等における耐震化推進に向けた国庫補助金の補助率、上限額等の拡充等の措置及び予算確保を図ること

④災害時におけるこころのケア活動の充実・強化

- ・精神科病院特有の情報を正確に把握するための EMIS の改修を行うこと
- ・自治体が長期継続的に行うこころのケア活動に関する指針を策定すること
- ・災害拠点精神科病院の整備並びに DPAT 及びこころのケア活動に必要な財源措置を行うこと
- ・都道府県を介さず行われた DPAT 活動に関する情報共有及び個別補償や財源措置を行うこと

3. がん対策・循環器病予防など非感染性疾患（NCD）対策の推進

(1) がん対策の推進

①受動喫煙防止対策の充実

- ・特定施設における禁煙化の現状把握や府民への幅広い周知啓発等、より効果的な対策推進に向けた取組みを実施すること
- ・喫煙専用室整備に係る助成制度の継続や財源確保を図るとともに、切れ目のない運用を行うこと
- ・指導・監視業務に要する体制整備や普及啓発、公衆喫煙所の整備等に関する必要な財源措置を行うこと
- ・屋外の喫煙所整備が促進されるよう、道路法等の柔軟な運用を実施すること

②健康増進事業の充実

- ・健康増進法に基づく市町村における健康増進事業について、引き続き、十分な財源措置を行うこと
- ・すべての住民の健康づくり推進に向け、40歳未満の住民に対する健康診査など市町村が独自で実施する事業に対する補助対象の拡大を図ること

③がん対策推進基本計画に沿った積極的な事業実施

- ・第三期がん対策推進基本計画において示された「緩和ケアの推進」や「がん患者の就労支援」など、個別目標の実現に向けた具体的な方策の提示及び十分な財源措置を行うこと

④市町村のがん検診への支援の充実

- ・がん検診受診率向上及び市町村の検診実施体制整備のため、実情に応じた制度設計を実施するとともに、確実な地方交付税措置などの十分な財源措置を行うこと
- ・特定健診等その他の健康診査との連携を図ること
- ・職域でのがん検診の内容や実績が市町村において把握できる体制を整備すること
- ・各市町村において、「がん検診実施のための指針」に沿った検診が実施できるよう、検診に従事する人材の育成を支援すること
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業における提供体制確保のため、柔軟かつ継続的な支援策の拡充を図ること

⑤がん診療連携拠点病院の整備促進

- ・地域の実情に応じたがん診療連携拠点病院の設置を認めること
- ・がん診療連携拠点病院が指定要件に定めるがん診療連携拠点病院の役割を果たしつつ、アピアランスや就労の支援など新たな課題に対応できるための財源措置の拡充を図ること

⑥がん登録の充実

- ・法に基づくがん登録の安定的運用に向け、引き続き、がん登録に携わる実務者研修を実施するとともに、登録に係る経費への十分な財源措置を行うこと

⑦小児・AYA世代のがん患者に対する支援の充実

- ・小児がん治療に係る治療研究の推進及び保険適用の措置を行うこと
- ・生殖機能の温存に係る支援の充実を図ること（がん治療医と生殖専門医の医療連携体制構築の支援、がん・生殖医療に関わる医療従事者の育成支援、妊孕性温存治療に対する公的助成金制度の構築）

⑧肝炎・肝がん総合対策の推進

- ・事業の実施に係る経費について、全額国庫負担とすること

(2) 循環器病対策の推進

- ・循環器病対策推進基本計画への医療現場等の意見の反映や計画策定及び推進に対する支援を行うこと

4. 地域保健・感染症対策の充実・強化

(1) 地域保健施策の推進

① 難病法に基づく医療費助成制度の充実

(手続きの効率化及び明確化など必要な措置)

- ・ 特定医療費受給者証に設けられている医療保険の所得区分の掲載について、事務手続の効率化を早期に実現すること
- ・ 臨床調査個人票に係る様式の簡素化を図ること
- ・ 臨床調査個人票に係る文書料が安価になるよう医療機関に対し要請すること
- ・ 更新申請における臨床調査個人票の提出について、隔年での提出を認めるなど患者負担の軽減策を実施すること
- ・ 対象となる医療の範囲や支給認定に係る詳細な審査マニュアルを早期に提示すること
- ・ 蛋白喪失性腸症、肺線維症、悪性腎硬化症等について、対象疾病としての追加を検討すること
- ・ 対象疾病拡大時等の十分な準備期間の確保及び関係者への周知を図ること
- ・ 指定医による指定難病患者データシステムへの難病患者データ登録を早期に実現すること
- ・ 重症度分類の疾病間均衡及び軽症高額該当基準の患者の受診実態を踏まえた基準の見直しを図ること
- ・ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対する特定医療費支給認定実施要綱等に基づいた資格審査実施の指導を行うこと

② 小児慢性特定疾病医療費助成制度の充実

- ・ 疾患の状態と程度について、患児の治療の状態を踏まえた基準の変更を行うこと
- ・ 重症認定基準について、疾患群ごとの治療実態を踏まえた変更を行うこと
- ・ 対象者や対象疾病等の拡大及び患者負担軽減策を実施すること
- ・ 移行期医療支援体制整備事業に係る財政的支援等を充実すること

③ 難病患者の支援体制の充実

- ・ 難病患者の療養生活支援体制の充実に向けた財政的支援の拡充を図ること
- ・ 難病医療提供体制の推進に向けた財政的支援の拡充を図ること
- ・ 難病・慢性疾病患者が妊娠・出産において特別な医療を必要とする場合の患者負担の軽減策を実施すること

④ 難病法に基づく事務の移管の検討

- ・ 都道府県が処理することとされている事務について、保健所設置市において一元的に処理できるよう、引き続き、中核市への事務移管の検討を行うこと

⑤ 診断・治療方法が確立していない脳脊髄液減少症等の疾患に係る対策の充実

- ・ 診断指針及び治療法の早期確立に向けた研究を推進すること

⑥ アレルギー疾患対策の充実

- ・ アレルギー疾患医療提供体制整備の推進に向けて、財政的支援を拡充すること

⑦原爆被爆者に対する支援事業等への必要な措置の実施

- ・訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限を廃止すること
- ・介護手当金支給事業及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施にあたり、全額国の負担で対応できるよう必要な財源措置を行うこと
- ・被爆者に対する健康相談や生活支援事業に係る単価の引き上げ、実施回数の上限撤廃を行うこと

⑧骨髄移植事業の充実

- ・骨髄ドナー特別休暇制度の普及を図るとともに、ドナーの休業補償制度を創設すること

⑨不妊に関する総合的施策の推進

- ・人工授精等不妊治療に係る早期の保険適用の実現や、医療保険の自己負担割合の引下げ及び新たな助成制度の創設を行うこと
- ・保険適用までの間は、特定不妊治療費助成制度の助成額の増額、所得要件の緩和・撤廃を行うこと
- ・専門機関等の研究により効果が認められる治療及び必要な検査の保険適用等、不育症に関する施策を推進すること

⑩思いがけない妊娠の際の相談体制の充実

- ・「全国共通ダイヤル」システムにより、相談者が発信した地域の相談窓口に繋がるシステムを構築すること

⑪旧優生保護法一時金支給等に関する法改正及び制度のかかる周知・広報における合理的配慮

- ・一時金支給申請期限を無期限とするための法改正を行うこと
- ・テレビ・新聞・ラジオなどを用いた数次にわたる広報を実施すること

⑫アスベストによる健康被害の救済

(大阪泉南アスベスト訴訟和解要件の周知、和解要件を踏まえた取組みの確実な実施)

- ・指定疾病について、疾病の程度ごとの段階的な救済方法を検討すること
- ・石綿工場と近隣地域住民との因果関係を解明すること
- ・間接ばく露者に対し、石綿による健康被害の救済に関する法律の趣旨を踏まえた適切な救済措置を行うこと
- ・治療方法の研究、治療体制の確保及び知識・技術の向上を図ること
- ・健康被害の早期発見のための検診方法の早期確立や国の責任による長期的・継続的な検診実施のための必要な財源措置を行うこと

(2) 感染症対策の充実・強化

① 新型インフルエンザ対策の充実・強化

- ・ 新型インフルエンザ協力医療機関に対する国庫補助制度の拡充を図ること
- ・ 抗インフルエンザ薬の活用方法や流通在庫による効率的な備蓄方法を提示するとともに、その経費を全額負担すること
- ・ 国から発信される情報の一元的かつ要点を明確にした上での提供及び診療・治療等に資する情報について全ての医療機関に速やかに伝達できるシステムの構築を図ること
- ・ 地方衛生研究所が実施する行政検査について法的根拠を早急に明確化するとともに、補助制度の充実を図ること
- ・ 災害拠点病院等が指定地方公共機関となった場合には、各々で地域医療指数の評価対象とすること
- ・ 新型インフルエンザ発生時における特定接種の登録事業者への予防接種については、診療報酬加算の対象とすること
- ・ 国における医療資機材の備蓄を進めるとともに、都道府県に対する備蓄の補助を行うこと
- ・ 海外発生期段階における流行地域からの入国制限及び帰国者の検疫所停留を実施するための法令等の改正を行うこと

② 予防接種法に基づく定期予防接種の充実

- ・ 定期の予防接種に係る費用に対し、全額財源措置を行うこと
- ・ 定期5期予防接種の利用者数向上に係る方針を提示すること
- ・ 造血幹細胞移植後の再接種に対する定期接種の特例措置を行うこと
- ・ ヒトパピローマウイルスワクチンに係るワクチン接種に係る方針を提示すること
- ・ おたふくかぜワクチンに係る新たなワクチンの早期開発及び定期接種への位置付けを図ること
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により定期接種スケジュールを徒過する者について、長期療養の特例を認める際の一律の判断基準の策定や定期予防接種対象者の利益に配慮しつつ、医療機関の混乱を防止するための施策を実施すること
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対して BCG ワクチンが有効といった不確かな情報拡散を防止し迅速かつ正確な情報を発信するとともに、定期接種を確実に実施するための BCG ワクチンの確保を行うこと
- ・ 呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者について、全年齢がインフルエンザワクチンを定期接種できる体制を確保すること

③ 結核医療体制維持のための支援

- ・ 診療報酬の加算や施設整備等にかかる十分な財源措置を行うこと
- ・ 合併症をもつ高齢結核患者に対する医療体制を確保すること

④ 感染症指定医療機関の運営に対する支援の充実

- ・ 感染症専門医及び専門スタッフの養成・育成を図ること
- ・ 感染症指定医療機関において、感染症病床の維持経費が運営費補助金を上回る状況が慢性的に生じていることから、対象経費・基準額の拡充などの十分な財源措置を行うこと

5. 「こころの健康問題」への対策

(1) 精神保健施策の推進

①精神障がい者の退院後支援の適切な運用

- ・精神障がい者の退院後支援に関する課題把握とガイドラインの改善を行うこと
- ・地域で十分な支援が行えるよう必要な財源措置及び人員配置基準の拡充を図ること

②精神保健福祉法改正に伴う医療保護入院等の運用の見直し

- ・医療保護入院の市町村長同意事務処理要領の改正等、適切な医療提供体制の整備を図ること
- ・退院後生活環境相談員が、各病院において遺漏なく活動できるよう必要な財源措置を行うこと
- ・退院支援委員会の開催を要しない医療保護入院者の基準を早急に明示すること

③精神科救急医療体制整備事業の予算確保

- ・地域の実情に応じた十分な精神科救急医療体制の整備が行えるよう、補助金の適切な算定を行うこと

④精神障がい者の合併症治療の充実

- ・精神障がい者の身体合併症救急医療確保事業の適用範囲を拡大すること
- ・身体合併症患者の精神科救急入院が阻害されないよう、精神科救急入院料の算定方法の見直しを図ること

⑤認知症治療における地域連携の充実

- ・認知症疾患医療センターにおける地域連携機能の充実を含めた安定的な運営に必要な財源措置を行うこと

(2) 自殺対策の充実

- ・自殺の実態解明のための調査研究の実施と成果に基づく効果的・総合的な対策を推進すること
- ・国が実施する SNS 相談事業における相談者の適切な引き継ぎなど、自治体との連携体制を整備すること
- ・地域自殺対策強化交付金の補助率の見直しなど必要な財源措置を行うこと

(3) 依存症対策及び薬物乱用防止対策の充実

①依存症患者受入医療体制の充実

- ・依存症専門医療機関とその他の医療機関の連携強化のための診療報酬加算を設定すること
- ・薬物依存症の入院治療を行った場合には診療報酬加算の対象とすること

②ギャンブル等依存症対策の充実・強化

- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の推進に必要な財源措置や人材育成を行うこと
- ・国基本計画に基づき事業者へ求める取組みの実効性を担保するための措置を講じること

③危険ドラッグをはじめとする薬物乱用防止対策の充実

- ・危険ドラッグの流通を防止するため、知事指定薬物等の十分な検査体制確保に向けた財源措置を行うこと

6. 保健ガバナンスの強化

(1) 都道府県の保健ガバナンスの強化に向けた支援の充実

- ・都道府県のガバナンス強化や市町村のPDCAサイクルに基づく円滑な保健事業実施に資するためのKDBなどのデータ活用に向けて、支援を行うこと
- ・都道府県に新たな役割を求める場合には、制度設計の段階から都道府県と十分な事前協議を実施するとともに、必要な財源措置を行うこと

(2) 国民健康保険制度改革等

①持続可能な制度の構築

- ・国民健康保険制度の構造的課題について、国と地方間における十分な協議を実施すること
- ・制度運用について、地域の実情に応じた対応も可能とする配慮を行うこと
- ・20歳未満の被保険者のために活用できる仕組みを創設すること
- ・交付税措置を確実にを行う等、万全な財源措置を行うこと
- ・医療保険制度の一本化の議論の推進及び各医療保険制度間での保険料負担率等の格差の是正を図ること
- ・高額医薬品に係る適正価格の在り方について、慎重に検討すること

②保険者努力支援制度等の見直し

- ・広域化の推進、人口規模、地域の特性等を考慮した適切な評価を行う仕組みを構築すること
- ・データを活用した予防・健康づくりに資する事業の経年的な実施を可能とするため、保険者努力支援交付金の要件緩和を図ること

③後期高齢者医療制度の充実

- ・制度の設計・維持に責任を負う国における万全の措置を図ること
- ・令和3年度から本則通りとなる低所得者の均等割軽減特例の見直しについて、被保険者への丁寧な説明や広報周知を実施すること

④新型コロナウイルス感染症対策に関連する国民健康保険料負担抑制のための財政支援

- ・平成29年度に措置された特例基金事業における激変緩和分と財政基盤強化分との相互流用及び納付金算定上の調整財源への充当が可能となるよう制度の見直しを行うこと

(3) 柔道整復及びあん摩マッサージ・はり・きゅう施術療養費の適正化

- ・柔整・あはき施術療養費の制度のあり方検討にあたっては、都道府県の意見を反映すること
- ・審査基準の明確化等の検討にあたっては、早期実現に向けた議論を進めるとともに、必要な財政支援措置を行うこと
- ・指導権限等の法制化や受領委任取扱期間の更新制への変更を行うこと
- ・あはき療養費適正化に係る取組について、柔整療養費と同様に、特別調整交付金の措置を実施すること
- ・柔整療養費の算定基準に係る減額割合及び部位数上限の見直しを行うこと

7. 安全で安心な日常生活を支える公衆衛生の向上

(1) 薬局機能情報提供制度にかかる全国統一システムの早期構築

(2) 食品の安全性確保策の充実

- ・事業者に対する導入支援策の実施や指導する行政職員の育成等、HACCP 普及推進施策の充実を図ること
- ・輸入加工食品における農薬検出時の対応方針等を明確化すること
- ・食鳥肉の規格基準の制定など、食の安全安心をより高度な水準に引き上げるための法整備及び財源措置を行うこと

(3) 水道の広域化及び水道・浄化槽整備の推進

①水道事業の広域化に係る交付金制度の拡充

- ・国の生活基盤施設耐震化等交付金の広域化事業における採択要件等の緩和、対象事業の拡大等、制度の拡充を図ること

②水道施設の更新等の推進

- ・財源確保による交付率の改善や採択要件の緩和、対象範囲の拡大といった補助制度（交付金を含む）の拡充と所要額の確保を行うこと

③水道事業において区域外給水を行う場合の手続き等の弾力的運用や簡素化

- ・地理的条件等やむを得ない事情により給水区域外の需要者に対して水道事業者が給水を行う場合に、水道法に基づく認可変更によらず業務の委託等について弾力的運用や手続きの簡素化等を図ること

④公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型合併処理浄化槽）の導入促進

- ・公共浄化槽等整備推進事業の設置費用に対する国庫負担率について、全て2分の1に引き上げること
- ・維持管理費用について、下水道維持管理費と同様の財源措置を行うこと

(4) 火葬場更新に係る市町村への補助制度の創設等

- ・火葬業務を継続していくため、設置者である市町村に対する火葬場更新に係る補助制度の創設等を図ること